「過重労働・メンタルヘルス対策の在り方に係る検討会」開催要綱

1 目的

厳しい経済環境の下、企業間の競争の激化、人事労務管理の変化等を背景に、仕事に関し強い不安やストレスを感じている労働者は、6割を超えている。また、長期間にわたる疲労の蓄積による健康障害やいわゆる過労自殺などの問題が発生するなど、労働者の過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策が重要となっている。

労働の質の変化、就業に関わる環境の変化等も踏まえつつ、労働者の心身の過重な負荷に対応し、すべての労働者の健康確保を図るためには、事業者等による取組を充実する必要がある。

このため、すべての労働者がいかなる働き方においても健康に働くことができるよう、職場における心理的ストレスや過重労働による健康障害の発生に的確に対応した防止対策の在り方について労働基準局長の下に有識者の参集を求め、平成16年7月頃を目途に検討結果を提出する。

2 検討内容

- (1)過重労働による健康障害防止対策の在り方について
 - ア 過重な負荷がかかることを予防するための対策の在り方
 - イ 過重な負荷がかかった場合の健康管理の在り方
- (2) メンタルヘルス対策の在り方について
 - ア 過重な精神的負荷がかかることを予防するための対策の在り方
 - イ 労働者の自発的なストレス把握、対処など過重な精神的負荷がかかった場合への対応 の在り方
 - ウ 事業場外の相談体制等の支援措置の在り方
- (3)その他

3 その他

- (1) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (2) 本検討会は、必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼できるものとする。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、関係者からヒアリングを行うことができる。
- (4)本検討会は、原則として公開することとするが、検討に当たり、企業、労働者に係る個 別事案を取り扱う際には非公開とする。
- (5) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。